ヘルプマークを知っていますか? 援助が必要な方のためのマークです。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや発達障がい、難病の方、または妊娠初期 の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を 必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的としたマークです。

バッグ等、手回り品につけていただき、周囲から見えるように携行することで、支援や配慮 が必要なことを知らせることができます。

マークを見かけたら ご協力お願いします!

- ・バス、モノレールで席をお譲りください
- ・バス停や商業施設などで声をかける などの配慮をお願いします
- ・災害時は安全に避難するための支援 をお願いします

マークを配布しています!

障がい支援係窓口でヘルプマークを配布していますの で、ご希望の方は申請をお願いします。

- ※手帳を所持していなくても申請可能です。(内部障が い、発達障がい、妊娠初期の方、認知症の方等)
- ※交付は無料ですが、より多くの方に利用していただく 観点から、利用者1人当たり1個までの配布とします。 ※代理の方が申請することもできます。





「ゆんたく広場 にしま~る」 ~どなたでも、お気軽にご参加ください♪~

● 日時: 12月13日(水) 午後2時~4時

●場所:いいあんべ一家(西原町社会福祉協議会となり)

自分の思いを 気軽に話そう♪ 軽運動や相談もあるよ。

参加費

無料♪



買い物・受診・外出…生活の必需品である自動車。 『必要だけど今後が心配。』 『どう声掛けしていいかわからない…。』 と感じているご本人、ご家族、支援機関に向け

浦添警察署の職員さんをお招きし

高齢者の運転について講話や意見交換を予定しています。

西原町役場福祉課 介護支援係 ☎098-945-4791

🥝 「ゆんたく広場 にしま〜る」…名前の由来

認知症の人やその家族、地域の人や専門家等が相互に情報共有をし、理解しあえる場として、誰もが気軽に集い繋が れる場所。「にしはら」と「ゆいま~る」を掛け合わせてつけました♬

西原中学校向かい 電話: (098) 945-4551



胃・大腸カメラ 生活習慣病 など



心の不調 睡眠障害 など

●12月3日~9日は障害者週間です●

福祉制度(福祉サービス等)を利用する際は、多くの場合「障害者手帳」が必要となります。 それぞれ障がいの種類や手帳の等級によって、利用できる制度が異なります。

身体障害者手帳

目、耳、手足、内臓など身体の障がいに関する手帳(1~6級)

療育手帳

知的障がいに関する手帳(A1、A2、B1、B2)

情神障害者保健福祉手帧

精神障がいに関する手帳(1~3級)

※隨塞者総合支援法における難病等の方も一部制度の対象となる場合があります



| ※障 | 害者総合支援法における難病等 | 等の方も一部制度の対象となる場合があります。 | 00 |
|--------------|---------------------------|--|--|
| | 名 称 | 制度の内容 | 問合せ先 |
| 生活に関すること | 補装具・日常生活用具の給付 | 車椅子や入浴用いすなど、身体の機能を補うものや生活に必要な 用具等を給付します。(一部介護保険制度優先) | 福祉課(☎945-4791) |
| | 住宅改修費の助成 | 身体に障がいのある方に、住宅の玄関やトイレの段差解消などの住宅改修費用を 助成します。※下肢機能障害や体幹機能障害など対象になる障害部位があります。 | |
| | 手話通訳者の派遣 | 聴覚障がい者の社会参加を促進するため、学校・病院・仕事など、社会生活におけるコミュニケーションが必要な際に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。(要事前申込) | |
| | 地域活動支援センター事業 | 地域で暮らす障がい者の方々に対して、手工芸品の創作・環境美化活動・レクリエーション・就労支援等を通 して、日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での悩み事を相談できる機会の提供等を行います。 | |
| | 重度身体障害者移動支援 | 身体障がい者(1・2級)の肢体不自由者で、車椅子使用者であり、一般の交通機関を利用することが困難な方に対し、居宅と医療機関等との送迎費を助成します。※制限があります(要事前申請) | |
| | 障害福祉サービス | 障がいのある方に、障がいの状態や個々の状況に応じて、居宅介護、生活介護などの介護給付、就労継続支援などの様々なサービスの支援を行います。 | |
| 医療に関すること | 重度障がい者への医療費の助成 | 身体障がい者(1・2級)、知的障がい者(A1・A2)の医療保険 適用の医療費を助成します。 | |
| | 育成医療(自立支援医療) | 身体に障がいのある18歳未満の児童が、特定の治療に要する 医療費の一部を公費で負担します。 | |
| | 更生医療(自立支援医療) | 身体に障がいのある18歳以上の方が、心臓の手術や人工透析 などを行う場合、医療費の一部を公費で負担します。 | |
| | 精神通院医療(自立支援医療) | 通院による精神医療を継続的に要する方の医療費を公費で負担します。 | |
| 年金や手当に関すること | 障害年金 | 20歳になる前又は年金加入期間中に病気やケガを負って初診を受け、 障がいが残った場合に支給されます(納付期間等の要件があります。) | 町民課 (☎945-5012) |
| | 特別児童扶養手当 | 20歳未満の障がい児の保護者に支給されます。 | こども課 (☎ 945-5311) |
| | 特別障害者手当 | 重度の障がいを有するため、常時特別の介護を要する在宅の 20歳以上の方に支給されます。 | 福祉課 (☎945-4791) |
| | 障害児福祉手当 | 重度の障がいを有するため、常時の介護を要する在宅の20歳 未満の児童に支給されます。 | |
| 税金や交通等に関すること | 所得税・住民税の控除 住民税の非課税 | 所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって障害者 控除が受けられます。また、合計所得金額が <u>135万円以下</u> の方は 住民税が非課税となります。 | 北那覇税務署 (総合案内:☎877-1324) 税務課 (住民税:☎945-4729) |
| | 自動車税(種別割)· 自動車税(環境性能割) | 障がい者本人又は生計が一緒の方の自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。 | 沖縄県自動車税事務所 (な 879-1627) ※生計同一証明書については 福祉課 |
| | 軽自動車税 | 障がい者本人又は生計が一緒の方の軽自動車税が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。 | 税務課 (☎945-4729) |
| | 有料道路通行料金の割引 | 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方が対象となりま す。障がいの等級によって割引を受けられる対象範囲が異なります。 | 福祉課 (☎ 945-4791) |
| | ちゅらパーキング利用制度 | 公共施設や商業施設、店舗などに設置されている障害者等用駐車区画を適正にご利用いただくために、障がいのある人、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方に、共通の「利用証」を交付する制度です。 | 福祉課 (☎ 945-4791) |
| | 各種交通機関の割引 | バス、タクシー、モノレールなどの運賃が障がい者割引で利用 できます。利用する交通機関によって割引率が異なります。 | 各交通機関 |
| | NHK受信料の減免 | 各種障害者手帳をお持ちの場合、NHK受信料を全額又は半額免除を受けられる場合があります。手帳の等級や課税の状況により免除できる範囲が異なります。 | NHK沖縄放送局(☎865-2222) ※申請は福祉課 |
| | | | |

【お問い合わせ】福祉課 障がい支援係 ☎098-945-4791